

## 1 事業名

所沢市街づくり基本方針改定委員会条例の廃止

## 2 事業の概要

所沢市街づくり基本方針の改定が終了し、所定の目的を達成したことから、本条例を廃止するものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

条例制定の目的を達成したことに伴うものであり、他の自治体においても必要に応じて条例を廃止している。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

都市計画法

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

なし

新

旧

議案第73号 所沢市街づくり基本方針改定委員会条例を廃止する条例

◎所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

別表第1（第2条関係）

行政委員会及び附属機関の委員等

職名及び区分		報酬額	
略			
景観審議会委員		日額	7,900円
開発審査会	会長	日額	25,000円
	委員	日額	23,000円
	専門委員	日額	7,900円
略			

別表第1（第2条関係）

行政委員会及び附属機関の委員等

職名及び区分		報酬額	
略			
景観審議会委員		日額	7,900円
街づくり基本方針改定委員会委員		日額	7,900円
開発審査会	会長	日額	25,000円
	委員	日額	23,000円
	専門委員	日額	7,900円
略			